

< 利用者（派遣申込者）向け >

専門家派遣事業 申込後の流れについて

① 派遣要請内容の確認

- ・産業財団が派遣要請内容を確認し、必要に応じて電話等にてヒアリングさせていただきます。
- ・専門家を選定していない申込の場合は、専門家選定の相談・調整をさせていただきます。

② 派遣決定・負担金納入依頼の通知

- ・産業財団が専門家から派遣同意の旨を入手後、利用者に対し派遣決定を通知します。
 - ・併せて負担金支払を依頼しますので、期日までに指定口座へ振込ください。
- （著しい支払遅延は派遣決定取消となりますのでご注意ください。）

③ 利用者による派遣日の調整

- ・負担金振込後、専門家と初回派遣日を調整し、その派遣日3日前までに日時を産業財団までお知らせください。なお、2回目以降の派遣日時は、専門家から報告いただくため、連絡不要です。
- ・初回派遣日から2ヵ月以内に派遣を開始しない場合、派遣決定を取り消すことがあります。
- ・決定回数分の派遣は2月末日までに全て終了しなければなりません。余裕を持ったスケジュールで調整ください。

④ 助言等支援（派遣実施）

- ・派遣決定回数分の支援を受けてください。
- ・助言等の範疇を超える業務（申請書作成やデザイン・Web制作、各種調査、取引先開拓などの利用者代行業務）は対象になりません。
- ・助言等を受ける場所は、専門家と合意の上であれば、派遣回ごとに変更ができます。ただし、支払済の負担金は変更いたしません。
- ・産業財団職員が同席することがあります。

⑤ 計画変更（変更申請）

- ・変更申請により、専門家や派遣回数を変更することができます。ただし、変更理由によっては、認められない場合もありますので事前に産業財団までご相談ください。

⑥ 利用者アンケート

- ・全派遣回数終了後、アンケートを依頼しますので、ご協力ください。